

都道府県・ 政令指定都市名	01 北海道
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室		
担 当 職 員 数	7	人	(専任 7 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	北海道男女平等参画推進連絡会議		
設 置 年 月 日 (西暦)・根 拠	2018年4月1日	根拠:	北海道男女平等参画推進連絡会議開催要領
長 の 役 職	環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室長		

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、懇 談 会 等 の 名 称	北海道男女平等参画審議会		
設 置 年 月 日 (西暦)	2001年7月1日		
構 成 員	15 人	(女性 9 人、男性 6 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2018 年 4 月 ~	2028 年 3 月
名 称	第3次北海道男女平等参画基本計画	
改定・見直しの予定時期	2028年3月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	北海道男女平等参画推進条例	
	公 布 日(西暦)	2001年3月30日	
	施 行 日(西暦)	2001年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2009年3月31日	
	改 正 内 容	附則において、5年ごとに社会経済情勢の変化等を勘案し、必要な措置等を講ずる旨を追加。	
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード (西暦) 2027 年度まで	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)
根 拠			
目標設定の対象である審議会等の範囲			
目標設定の対象である審議会等における登用状況			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			
目標値以外の目標設定			
女 性 登 用 方 策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数 403 人	(2025 年 4 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	2 1 そ の 他 [「女性の施策・方針決定参画促進要綱」に基づく事前協議の実施]

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			女性管理職の内訳				
			管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
本庁	計	660	59	8.9	37	5	13.5	160	11	6.9	463	43	9.3	
	うち一般行政職	548	51	9.3	37	5	13.5	130	9	6.9	381	37	9.7	
支庁・地方事務所等	計	505	51	10.1	18	1	5.6	101	4	4.0	386	46	11.9	
	うち一般行政職	299	40	13.4	18	1	5.6	59	3	5.1	222	36	16.2	
全体	計	1,165	110	9.4	55	6	10.9	261	15	5.7	849	89	10.5	
	うち一般行政職	847	91	10.7	55	6	10.9	189	12	6.3	603	73	12.1	
再掲	警察関係	275	8	2.9	0	0		64	3	4.7	211	5	2.4	
	教育委員会	84	9	10.7	4	1	25.0	26	2	7.7	54	6	11.1	

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)
本庁	計	1,267	125	9.9	2,305	460	20.0				
	うち一般行政職	852	86	10.1	1,401	303	21.6				
支庁・地方事務所等	計	2,096	190	9.1	4,825	805	16.7				
	うち一般行政職	1,304	124	9.5	2,429	492	20.3				
全体	計	3,363	315	9.4	7,130	1,265	17.7				
	うち一般行政職	2,156	210	9.7	3,830	795	20.8				
再掲	警察関係	1,206	51	4.2	2,996	257	8.6				
	教育委員会	346	48	13.9	456	163	35.7				

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	課長補佐相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	63	5	7.9	58	9	15.5	48	15	31.3	
	うち一般行政職	49	5	10.2	51	7	13.7	36	9	25.0	
支庁・地方事務所等	計	119	15	12.6	320	33	10.3	422	81	19.2	
	うち一般行政職	78	12	15.4	198	19	9.6	212	50	23.6	
全体	計	182	20	11.0	378	42	11.1	470	96	20.4	
	うち一般行政職	127	17	13.4	249	26	10.4	248	59	23.8	
再掲	警察関係	51	0	0.0	107	5	4.7	198	25	12.6	
	教育委員会	12	3	25.0	27	6	22.2	21	13	61.9	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外								
課長相当職	○				○	◎						
課長補佐相当職	○	○			○	◎		○	○			
係長相当職	○				○	◎						

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	6,352	812	12.8
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	1,308	434	33.2
うち 上級	722	221	30.6
うち一般行政職	620	177	28.5
うち 上級	414	114	27.5
うち警察関係	530	164	30.9
うち 上級	215	62	28.8

問7-7 職員の通姓又は旧姓の使用、明記した規定

1.	明記した規定があり、認めている。
2.	明記した規定はないが、運用上認めている。
3.	明記した規定がない、運用上も認めていない。
4.	明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	①北海道職員旧姓使用取扱要綱、②北海道教育庁等職員旧姓使用取扱要綱、③北海道警察職員旧姓使用取扱規程(平成29年北海道警察本部訓令第2)
該当部分の条文(本文)	<p>①第1条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。</p> <p>②(趣旨)第1条 北海道教育委員会の任命に係る一般職の職員のうち、本庁、出先機関及び所管機関(道立学校を除く。)の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関しては、この要綱の定めるところによる。</p> <p>③(趣旨)第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き、文書等において婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
68	4	5.9	23	1	4.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	北海道立女性プラザ			愛称・通称			
設置年月日(西暦)	1991年11月14日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号 : 060-0002 住 所 : 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル(かでる2・7) 電話番号 : 011-251-6329 FAX番号 : 011-261-6693 ホームページ: https://l-north.jp/						
管理・運営主体	1. 施設管理	直営(担当部局名:)					
	<input type="radio"/> 指定管理者(名称: 公益財団法人 北海道女性協会)						
	その他()						
	2. 事業運営	直営(担当部局名:)					
	<input type="radio"/> 指定管理者(名称: 公益財団法人 北海道女性協会)						
	その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	1 人、 6 人	予算額	2025年度	25,175	千円
主な事業	<input type="radio"/> 1. 連携・協働(主な事項: 市町村等連携講座、道内活動団体とのネットワークづくり) <input type="radio"/> 2. 広報啓発(主な事項: 機関誌の発行、ホームページ、SNS等での広報、男女共同参画週間講演会の開催) <input type="radio"/> 3. 講座(主な事項: 教養講座、男性参画講座、ジェンダー平等出前講座) <input type="radio"/> 4. 相談事業(主な事項: 女性のための法律相談、男性のための電話相談、女性の活躍支援センターの運営) <input type="radio"/> 5. 実態把握(主な事項:) <input type="radio"/> 6. 調査研究(主な事項: 道内市町村の男女共同参画施設の利用状況等に関する調査、キャンバスセクハラ等に関する調査) <input type="radio"/> 7. 國際交流(主な事項:) <input type="radio"/> 8. 情報収集・提供(主な事項: 図書資料、映像・女性関連情報の提供) <input type="radio"/> 9. 苦情処理(主な事項:) <input type="radio"/> 10. その他(主な事項: 女性プラザ祭開催)						
男女共同参画・女性に関するもの							
※ 実施しているもの:○							

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人 北海道女性協会	基金・基本財産額	2,100 千円
設置年月日(西暦)	1972年11月20日	出資者	北海道

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1. 有 問10-2 名称等: 北海道女性団体連絡協議会 2. 無	加盟団体数 15
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1. 有 2. 無	会員数
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○	O 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 O 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容:]	

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催
 2. 市区町村職員研修会の開催
 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
 ○ 4. 関係情報の収集提供
 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 6. 補助金等の交付
 7. その他
- 名 称 :
 概 要 :
 内 容 : 市町村男女共同参画計画策定の働きかけ

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 2. 研修受講職員の男女比を配慮
 3. その他
- 内 容 :

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	49,512	56,259	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定

1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具 体 的 項 目	① 「えるばし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得 ② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) ④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得 ⑤ 役員に占める女性割合に関する項目 ⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目 ⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等) ⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等) ⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 ⑩ 短時間正社員制度の導入 ⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 ⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く) ⑬ その他	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるばし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得					
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○	○	
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	○	
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	○		
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			○		
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				○	○
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)					
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			○	○	○
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			○	○	○
⑩ 短時間正社員制度の導入			○	○	○
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			○		
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)					
⑬ その他			○	○	○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1.2を除く)		
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称 北海道働き方改革推進企業認定制度(2.4.5.7.8.9.10.12)

→ 「企業の表彰制度」の具体的名称 北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰(2.4.5.7.8.10.12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	北の輝く女性応援会議
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称 北海道男女平等参画基本計画推進状況
問17-1 公表周期		1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発	①情報誌「イコールパートナー」作成・配布 ②性暴力被害者支援センター北海道(通称: SACRACH 「さくらこ」)に関する啓発資材の配布 ③性暴力被害者支援センター北海道(通称: SACRACH 「さくらこ」)のSNSでの周知 ④男女平等参画パネル展 ⑤ストップDV・性暴力パネル展 ⑥北の★女性からのメッセージ ⑦政治分野への参画拡大に向けたセミナー ⑧リケジョのキャリアスタートアップセミナー ⑨ウェルビーディングリレー講座 .	⑦150人 ⑧30人 ⑨200人	①年2回 ②随時 ③年2回 ④6月 ⑤11月 ⑥9月
2. 表彰	①男女平等参画社会の実現に向け、あらゆる分野で男女とも個性と能力を活かして活躍している個人・団体、企業等を表彰する。 ②男女平等参画社会づくりに向けた気運の醸成に功績のあったものや、女性の社会参画の促進に貢献したものなどを表彰する。		①1~2月 ②12~1月
3. 講座	①教養講座「えるのす女性大学」 ②男性参画講座 ③教養講演会 .	①100人 ②約20人 ③未定	①5~11月 ②3月 ③9~3月
4. 相談事業	①法律相談 ②総合相談 ③性暴力被害者相談 ④電話相談 .	①道立女性プラザにおける法律相談、(公財)北海道女性協会による道内6カ所における法律相談 ②女性活躍支援センターにおける相談 ③性暴力被害者支援センター北海道(通称: SACRACH 「さくらこ」)における相談 ④道立女性プラザにおける男性のための電話相談	
5. 情報収集・提供	①ホームページでの情報提供 ②道立女性プラザでの情報提供 .	①道ホームページでの情報提供 ②道立女性プラザでの図書、DVDの閲覧	
6. 苦情処理	苦情処理委員の設置 .	男女平等参画苦情処理委員の設置	委員2名
7. 交流促進	①女性プラザ祭 ②女性プラザサポーター制度 ③女性の起業チャレンジ体感DAY(in富良野) .	①ネットワーク形成を目的とした「女性プラザ祭」の開催 ②全道の男女平等参画推進活動団体を登録・情報交換 ③企業などの社会参画を目指す女性を対象とした女性起業家との交流・相談: 事例紹介	①11月 ③9月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ	研修会・講演会の開催 .	道内各地域の活動団体や企業とともに男女平等参画や、女性活躍に関する道民意識の高揚を図るために講演会やイベントを開催する。	通年
9. 國際交流・海外派遣事業	.		
10. 調査研究	①道内の大学及び短期大学におけるキャンパス・セクシュアルハラスメント対策及び大学院における社会人入学者の女性の割合に関する調査 ②道内市町村の男女共同参画施設について利用状況等を調査 .	①「キャンパス・セクシュアルハラスメント対策」、「大学院における社会人入学者の女性の割合」についての調査 ②道内市町村の男女平等参画施策の推進状況調査	
11. その他	.		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	北海道議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	<p>1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。</p>	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	<p>1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。</p>	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	<p>1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。</p>	1
規定名	北海道議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 議員は、公務、疾病、出産(配偶者の出産を含む)、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	<p>1. あり 2. なし 3. その他()</p>	2
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無		
	<p>1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)</p>	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1	
	公務、その他のやむを得ない事由	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	<p>1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし</p>	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	<p>1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし</p>	1
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	<p>1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</p>	3
行っている取組 ※実施しているもの:○	<p>1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()</p>	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	<p>1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。</p>	3
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	<p>1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。</p>	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	<p>1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</p>	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	<p>1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</p>	2

規則名	
条文本文	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名 該当部分の規定	北海道版避難所マニュアル 別冊 避難所運営業務チェックリスト 避難所運営業務チェックリスト I 運営体制の確立(平時) (1) 平時から実施すべき業務 3. 初動の具体的な事前想定 3 避難所運営マニュアルを作成する。 3-3 防災、男女共同参画担当、地域住民が、避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保する。 III ニーズへの対応 (1) 要配慮 17 女性子供への配慮 1. 女性における衛生面・保安面に配慮を実施する。 1-1 防災、男女共同参画、母子、保健担当、地域住民が女性、妊産婦などが避難生活をする際に備えるべきことを確認する。

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	16 人	うち女性数	0 人	女性比率	0.0 %
--------------------	------	-------	-----	------	-------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

1. 実施している 2. 実施していない

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1. 条例 2. 条例以外(要綱など)	
------------------------	--

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1. あり 2. なし

調査時点コード:

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ()

問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	2 1. 女性 2. 男性	任期:	2023年4月23日	~	2027年4月22日
副 知 事			3 人	(女性 0 人、	男性 3 人)

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	69	16	23.2	
	都道府県防災会議(委員のみ)	68	16	23.5	
内 証	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	2	12.5	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	2	1	50.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	6	1	16.7	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行つ指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	37	9	24.3	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者うち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
2	国土利用計画地方審議会	14	5	35.7	
3	土地利用審査会	7	3	42.9	
4	都道府県交通安全対策会議	20	1	5.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	16	2	12.5	
	7 精神医療審査会	37	11	29.7	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	28	4	14.3	
×	10 准看護師試験委員会				
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	24	7	29.2	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	4	26.7	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	15	3	20.0	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	15	6	40.0	
	19 建築審査会	7	2	28.6	
	20 都道府県建築士審査会	6	3	50.0	
	21 都道府県都市計画審議会	23	1	4.3	
	22 開発審査会	7	2	28.6	
	23 私立学校審議会	15	8	53.3	
	24 石油コンビナート等防災本部	46	1	2.2	
	25 公害健康被害認定審査会	11	2	18.2	
×	26 硝素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
×	28 地方港湾審議会				
×	29 土地区画整理審議会				
×	30 教科用図書選定審議会				
	31 介護保険審査会	15	5	33.3	
	32 都道府県固定資産評価審議会	12	4	33.3	
	33 感染症の診査に関する協議会	143	45	31.5	
	34 警察署協議会	491	232	47.3	
×	35 土地収用事業認定審議会				
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	2	28.6	
	37 都道府県国民保護協議会	55	4	7.3	
	38 地方独立行政法人評価委員会	10	5	50.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
	44 留置施設視察委員会	17	3	17.6	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	14	0	0.0	
	47 小児慢性特定疾病審査会	6	1	16.7	
	48 行政不服審査会	3	1	33.3	
×	49 地域医療対策協議会				
×	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	51 北海道地方薬事審議会	14	5	35.7	
	52 北海道障害児通所給付費等不服審査会	10	5	50.0	
×	53				
×	54				
×	55				
	合 计	1,210	409	33.8	
	女性委員0の審議会数	1			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	17	3	17.6	
6	都道府県労働委員会	21	5	23.8	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	153	1	0.7	
9	内水面漁場管理委員会	18	1	5.6	
合 計		232	16	6.9	
女性委員0の委員会数		0			